

伊賀市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年11月9日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第35号

伊賀市手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市手数料条例（平成16年伊賀市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「種類」を「手数料の種類」に改め、同条中「手数料を徴収する事務並びに当該手数料の名称」を「手数料の種類」に改める。

第3条中「前条による」を「手数料を徴収する事務のうち」に改め、「又は」の次に「公簿等の」を加える。

第4条の見出しを「(手数料の徴収等)」に改め、同条中「申請又は証明書等を交付する」を「申請、証明書等の交付又は公簿等の閲覧照合の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第5条中「ときは」の次に「、第2条の規定にかかわらず」を加え、同条第1号中「法令等」を「法令」に、「もの」を「とき。」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 法令の規定により、条例で定めるところにより戸籍に関し無料で証明を行うことができるとされているとき。

第6条の見出しを「(手数料の減免)」に改め、同条第3号中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第4号中「その他市長」を「前3号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第7条中「の規定による」を「に規定する」に改める。

第8条中「、手数料」を「手数料」に改める。

附則に次の1項を加える。

(住民票の写しの交付手数料等に関する特例)

5 第2条の規定にかかわらず、令和5年1月1日から令和5年6月30日までの間、別表第9に規定する手数料のうち1の項、5の項及び13の項の手数料（1の項の手数料につ

いては、課税証明書、所得証明書、納税証明書及び完納証明書の交付に係る手数料に限る。)の金額は、多機能端末機により証明書等を交付する場合及び証明書等の交付の申請がオンライン申請である場合にあっては、1件につき10円とする。

別表第1から別表第5までの規定中「を徴収する事務」を「の種類」に、「額」を「金額」に改める。

別表第6中「を徴収する事務」を「の種類」に、「額」を「金額」に、「登録票の交付」を「登録手数料」に、「登録票の有効期間の更新」を「登録の有効期間の更新手数料」に、「再交付」を「再交付手数料」に改める。

別表第7中「手数料を徴収する事務及び手数料の名称」を「手数料の種類」に改め、同表18の項中「審査」の次に「に係る手数料」を加える。

別表第8中「を徴収する事務」を「の種類」に、「額」を「金額」に改める。

別表第9を次のように改める。

別表第9 (第2条関係)

証明及び閲覧に関する事務

手数料の種類		手数料の金額	
1	公租公課に関する証明手数料	1件につき	300円
2	動産又は不動産に関する証明手数料	1件につき	300円
3	営業に関する証明手数料	1件につき	300円
4	法人に関する証明手数料	1件につき	300円
5	住民票の写しの交付手数料	1件につき	300円
6	住民票記載事項証明書の交付手数料	1件につき	300円
7	除票の写し又は除票記載事項証明書の交付手数料	1件につき	300円
8	戸籍の附票の写しの交付手数料	1件につき	300円
9	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1件につき	300円
10	住民基本台帳又はその一部の写しの閲覧手数料	1件につき	300円
11	身分に関する証明手数料	1件につき	300円
12	独身証明書の交付手数料	1件につき	300円
13	印鑑に関する証明手数料	1件につき	300円
14	印鑑登録証の交付手数料	1件につき	300円

15	認可地縁団体印鑑登録証明手数料	1件につき	300円
16	埋火葬に関する証明手数料	1件につき	300円
17	改葬許可証交付手数料	1件につき	300円
18	各種予防接種に関する証明手数料	1件につき	300円
19	公簿、公文書、図面に関する証明手数料	1件につき	300円
20	公簿、公文書、図面の閲覧照合手数料	1件につき	300円
21	公簿、公文書、図面の謄本又は抄本の交付手数料	1件につき	300円
22	地番図又は航空写真付き地番図の交付手数料	1件につき	300円
23	その他諸証明手数料	1件につき	300円

備考

- (1) 住民基本台帳又はその一部の写しの閲覧は、20人以内をもって1件とする。
- (2) 数種類を一括して1通の証明書を交付する場合は、1人1種類ごとにこれを1件とし、2人以上を列記して1通の証明書を交付する場合は、1人1種類ごとにこれを1件とし、同一種類2通以上を交付する場合は、1通ごとに1件とする。ただし、本籍又は住所若しくは居所を同じくする親族に対し同一事項の証明をする場合は、この限りでない。
- (3) 土地は、5筆までを1件とし、6筆以上1筆を加えるごとに50円を加算する。
- (4) 建物は、3棟までを1件とし、4棟以上1棟を加えるごとに50円を加算する。
- (5) 公簿、公文書、図面の謄本及び抄本は、用紙1枚をもって1件とし、2枚以上1枚を加えるごとに50円を加算する。ただし、図面の謄本及び抄本は、美濃紙型をもって1枚とする。

別表第10中「を徴収する事務」を「の種類」に、「の額」を「の金額」に改める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。